

NACCS 外為法関連業務

経済産業省への輸出許可等の電子申請

2020年度 安全保障貿易管理オンライン説明会

貿易経済協力局 貿易管理部

貿易管理課 電子化・効率化推進室

1. NACCS外為法関連業務の概要について
2. NACCSシステム電子申請の利用開始までの手続きについて
3. 電子申請の基本的な操作について
4. 包括輸出許可の電子申請の義務化について（2019年4月～）
5. 各種問い合わせ先

I. NACCSシステム概要

(JETRAS → NACCS貿易管理サブシステム → NACCS外為法関連業務)

II. 経済産業省への電子申請ができる外為法関連手続き

(輸出貿易管理令別表第一／別表第二／輸入公表)

III. 電子申請から電子ライセンス交付、電子ライセンスを用いた通関業務のフロー

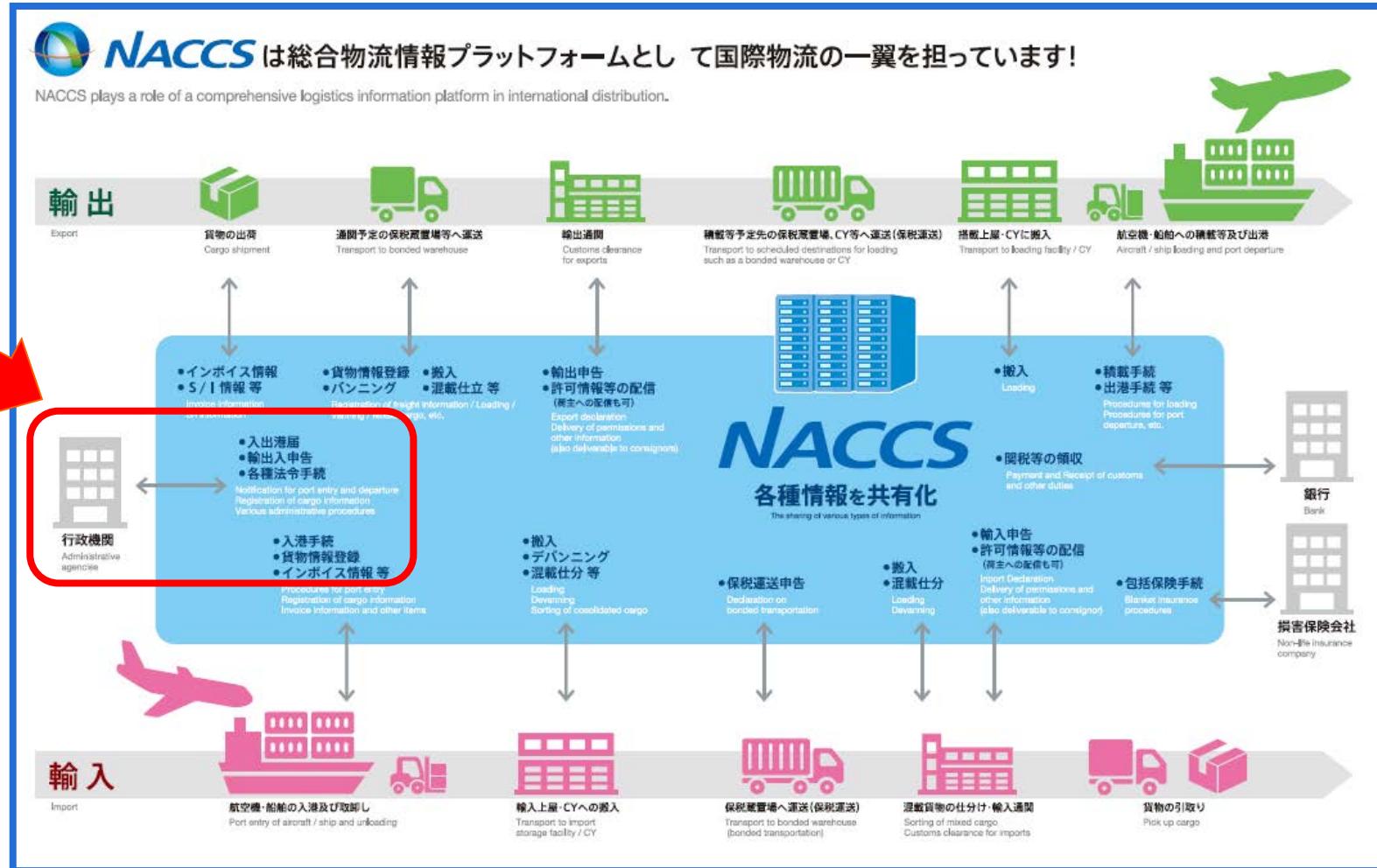
IV. 電子申請のメリット（無料！簡単！便利！）

V. 通関業者による代理申請も可能です

VI. 窓口相談と電子申請の併用も可能です

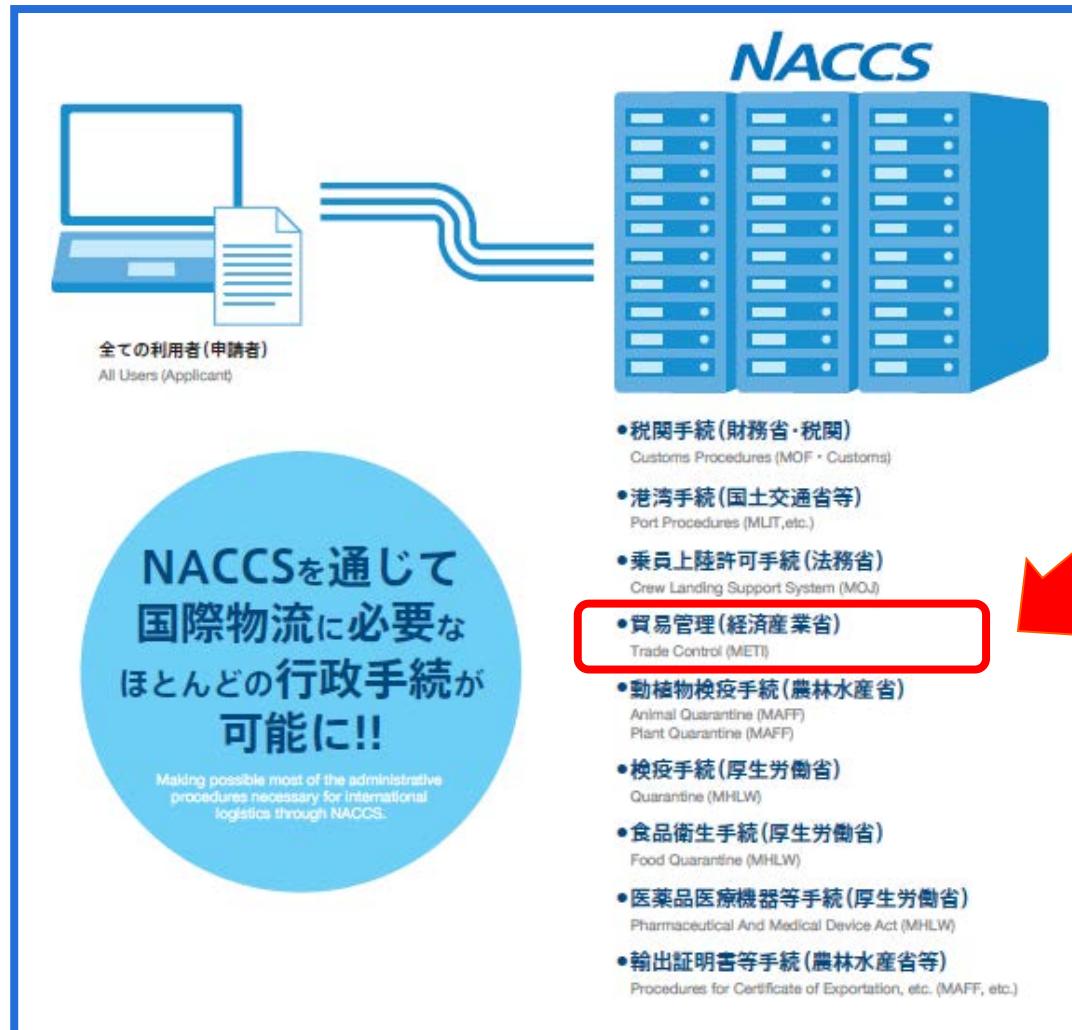
I. NACCSシステム概要

NACCSは官民の輸出入に関する諸手続を一気通貫して行うための、我が国の基幹システムです。国際物流に必要なほとんどの行政手続が、NACCSを通じて可能です！



I. NACCSシステム概要

経済産業省のJETRASは、2010年2月にNACCS貿易管理サブシステムになりました。
2020年6月、NACCS外為法関連業務として、サブではなく、NACCS本体システムに完全統合。
NACCS業務には有料業務もありますが、**外為法関連業務は無料**でお使いいただけます！



外為法に基づいて、経済産業省へ輸出許可、輸出承認、輸入割当、輸入承認、事前確認等の**電子申請**を行うシステムです。

経済産業省への外為法関連手続きの電子申請は、無料でお使いいただけます。
また、電子ライセンス交付後の裏書業務も無料ですが、税関への申告業務は有料です。

II. 経済産業省への電子申請ができる外為法関連手続き

輸出貿易管理令 別表第一

(2019年4月より、包括取扱要領の改正にともない包括輸出許可は電子申請が義務化。)

| 区分 | 申請手続き | 申請窓口 | NACCS 業務コード | 申請種類番号 | |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------|------|
| | | | | 新規申請 | 訂正申請 |
| 輸出許可 | 輸出許可 | 安全保障貿易審査課 地方経済産業局 | JAA 新規申請／ 電子ライセンス の訂正申請 | 100 | 109 |
| | 一般包括輸出許可 | 地方経済産業局 | | 110 | — |
| | 特別一般包括輸出許可 | 地方経済産業局 | | 110 | — |
| | 特定包括輸出許可 | 安全保障貿易審査課 | JAB 補正申請 | 130 | — |
| | 特別返品等包括輸出許可 | 安全保障貿易審査課 | | 電子申請の対象外手続き | |
| | 特定子会社包括輸出許可 | 安全保障貿易審査課 | 電子申請の対象外手続き | | |
| 役務取引許可 | 役務取引許可 | 安全保障貿易審査課 地方経済産業局 | JAA 新規申請／ 電子ライセンス の訂正申請 | 150 | 159 |
| | 一般包括役務取引許可 | 地方経済産業局 | | 160 | — |
| | 特別一般包括役務取引許可 | 地方経済産業局 | | 160 | — |
| | 特定包括役務取引許可 | 安全保障貿易審査課 | JAB 補正申請 | 130 | — |
| その他 | 事前同意相談 (再輸出、再販売等) | 安全保障貿易審査課 | | C20 | — |
| | 履行報告 (輸出許可条件の履行) | 安全保障貿易審査課 地方経済産業局 | JAH 履行報告 | 原許可が電子の 場合のみ 電子申請が可能 | |

II. 経済産業省への電子申請ができる外為法関連手続き

輸出貿易管理令 別表第二

(一部の手続きでは、紙交付が残ります。 備考欄を参照。)

| 区分 | 申請手続き | 申請窓口 | NACCS 業務コード | 申請種類番号 | | 備考 |
|----------|----------------------|-------------------|----------------------------------|--------|------|--------------------------|
| | | | | 新規申請 | 訂正申請 | |
| 輸出 承認 | ダイヤモンド原石 | 貿易審査課 | JAA/JAB | 200 | 209 | 「キンバリープロセス証明書」が紙 |
| | 核燃料物質 | 貿易審査課 | 電子申請の対象外手続き | | | |
| | 放射性同位元素 | 貿易審査課 | JAA 新規申請／ 電子ライセンス の訂正申請 | 200 | 209 | 原子力規制庁の「放射線同位元素の輸出確認証」が紙 |
| | 麻薬等原材料 | 貿易審査課 | | 210 | 219 | |
| | 一般／特定包括 輸出承認（麻薬等） | 貿易審査課 | | 410 | — | |
| | 漁船 | 貿易審査課 | | 200 | 209 | 水産庁の「漁船輸出事前確認証」が紙 |
| | うなぎの稚魚 | 農水産室 | | 200 | 209 | |
| | オゾン（モントリオール議定書） | 貿易審査課 | | 230 | 239 | |
| | バーゼル条約 | 貿易審査課 | | 240 | 249 | 「移動書類」が紙交付 |
| | 廃掃法 | 地方経済産業局 | | 240 | 249 | |
| | ワシントン条約 | ワシントン室 地方経済産業局 | | 250 | 259 | 日本国「CITES輸出許可書」が紙交付 |
| | 有害化学物質／水銀 | 貿易審査課 | | 270 | 279 | |
| | かすみ網 | 地方経済産業局 | | 200 | 209 | |
| | 皮革の委託加工貿易 (個別承認) | ワシントン室 地方経済産業局 | 電子申請の対象外手続き | | | |
| | 皮革の委託加工貿易 (包括承認) | 地方経済産業局 | 電子申請の対象外手続き | | | |

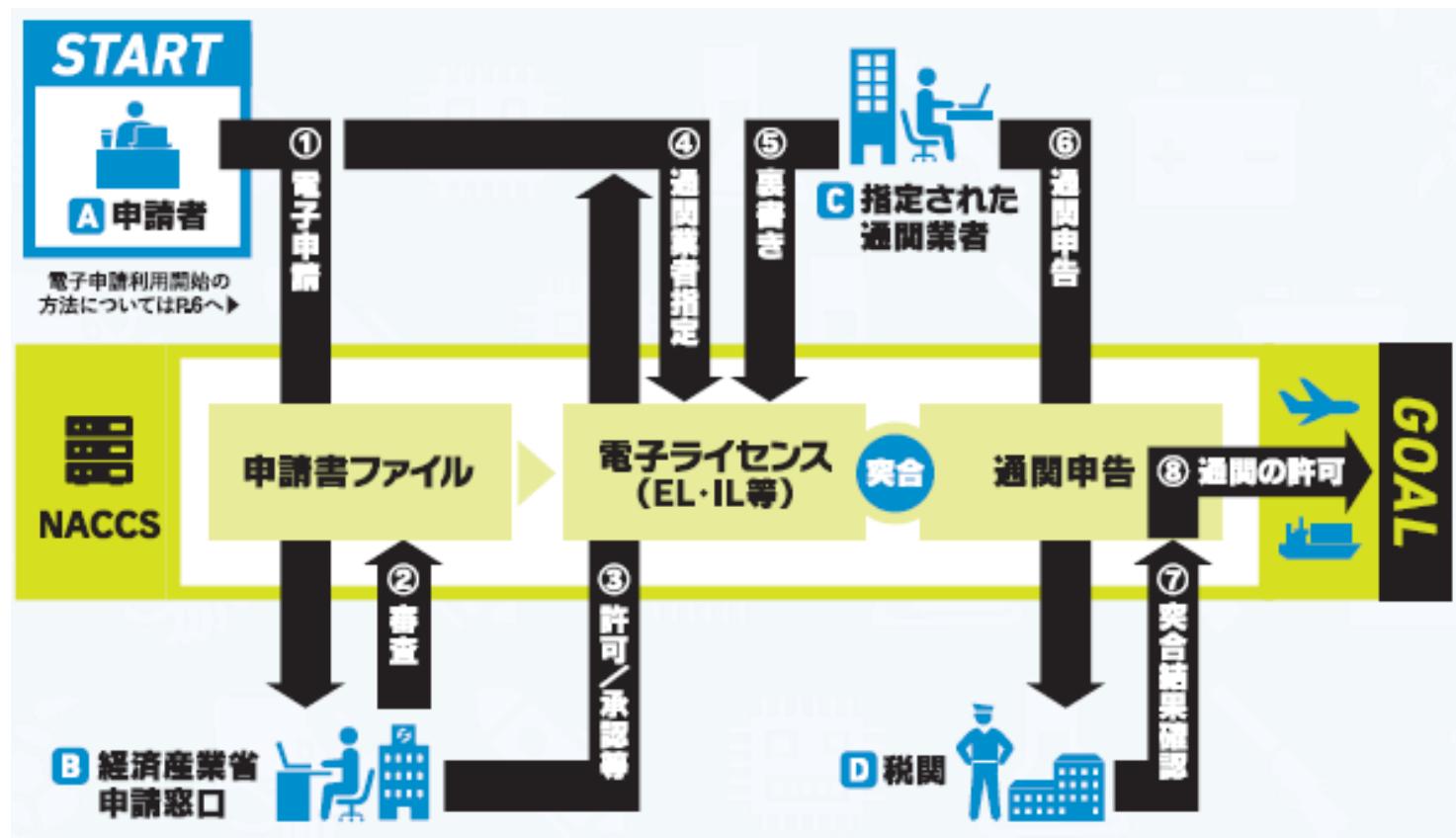
II. 経済産業省への電子申請ができる外為法関連手続き

輸入公表

(一部の手続きでは、電子申請対象外や、紙交付が残ります。備考欄を参照。)

| 区分 | 申請手続き | 申請窓口 | NACCS 業務コー ド | 申請種類番号 | | 備考 |
|--------------|--------------|-----------------|----------------------------------|--------|------|---------------------------------------|
| | | | | 新規申請 | 訂正申請 | |
| 輸入割当 ／承認 | 水産物 | 農水産室 | JAA 新規申請／ 電子ライセンス の訂正申請 | 500 | 509 | 割当て方式「商割 A 2」と「先着順」は、 電子申請の対象外手続き |
| | 輸入承認 (IQ→IL) | 地方経済産業局 | | 700 | 709 | |
| 割当同時 承認 | HCFC／HFC | 貿易審査課 | | 600 | 609 | 割当可能数量の内示は 製造産業局オゾン室 |
| 2号 輸入承認 | さけ・ます | 農水産室 | | 800 | 809 | |
| 2の2号 輸入承認 | 武器類 | 貿易審査課 | JAB 補正申請 | 700 | 709 | 申請に先立ち、申請が必要かどうか電話 /Web照会フォームによる照会 |
| | 火薬類 | 貿易審査課 | | 700 | 709 | |
| | バーゼル条約 | 貿易審査課 | | 700 | 709 | |
| | 廃掃法 | 貿易審査課 | | 700 | 709 | |
| | 原子力関連 | 貿易審査課 | | 700 | 709 | |
| | ワシントン条約 | ワシントン室 | | 700 | 709 | |
| 事前確認 | めろ | 農水産室 | | B10 | B19 | |
| | ワシントン条約 | ワシントン室 | | B20 | B29 | |
| | かに | 農水産室 | | B30 | B39 | ロシア連邦漁業庁の発給した証明書が紙 |
| | まぐろ | 水産庁 貿易管理部国際課 | | B40 | B49 | |
| | オゾン | 製造産業局オゾン室 | | B50 | B59 | |

III. 電子申請から電子ライセンス交付、電子ライセンスを用いた通関業務のフロー



経済産業省への申請から、税関への通関申告まで一気通貫の電子化を実現できます！



IV. 電子申請のメリット（無料！簡単！便利！）

電子申請は無料に加えて、こんなメリットがあります！

簡単！

経済産業省への外為法関連の申請、交付された電子ライセンスを用いた税関への申告業務まで、パソコン画面からの操作で可能です。

ライセンス原本(電子)は、システム内で保管されるため、紛失リスクがなく、申請者による保管義務が低減されます。

※紙ライセンスを紛失した場合、申請者名でのライセンス失効公告が官報に掲載されます。

直近の申請書をシステムからダウンロードして流用できます！申請頻度が多い場合、直近の申請書を流用することで入力の手間が省けます。

※包括ライセンスの場合、有効期限の3か月前に、更新通知のアラートメールが、システムから届きます。ライセンスの有効期限切れを防ぐことができ、原許可証の申請書をダウンロードして更新申請ができます。

便利！

受付窓口の時間を気にせず、24時間、365日、申請が可能です。

紙の移動がなくなるため、郵送や持参にかかる費用と時間を削減できます。

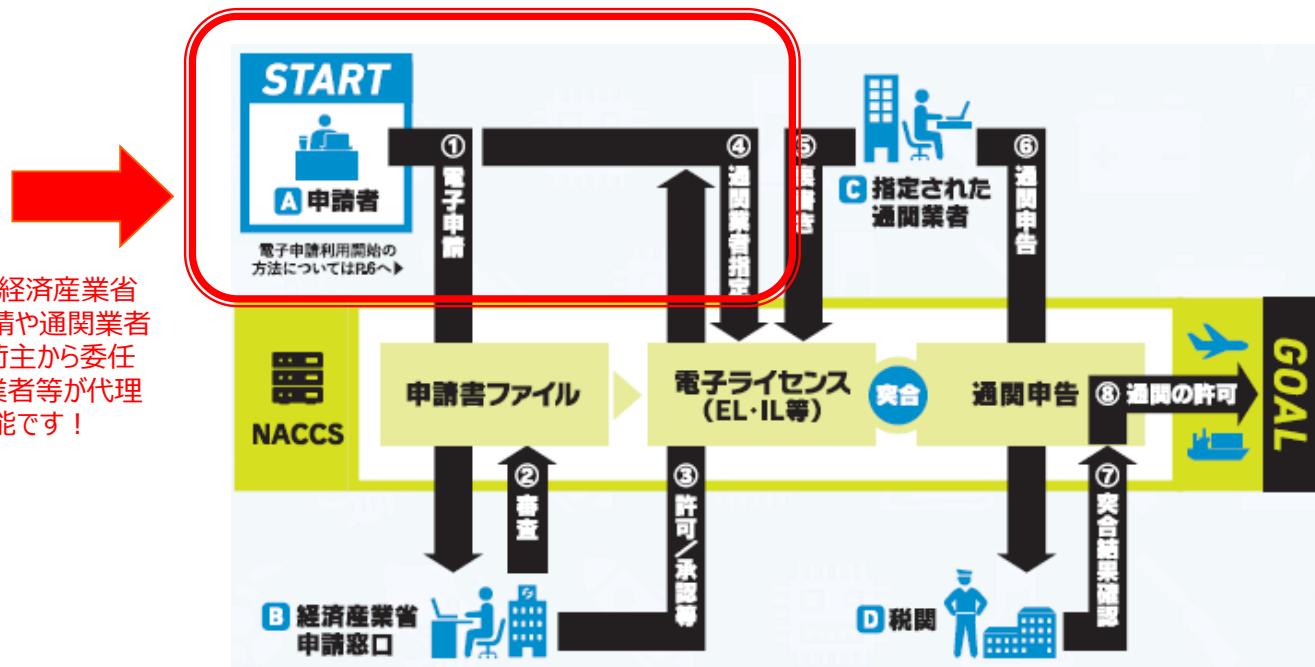
包括ライセンスでは、複数の通関業者を同時に指定でき、紙の分割交付は必要ありません。

※カルネ通関など、紙の許可証が必要な場合には、電子(原本)に加えて、紙の分割交付もできます。

複数の官署の同日通関や、急な港の変更にも、影響を受けません。

通関実績や税関許可も、通関業者の報告を待たず、荷主自らパソコン画面でリアルタイムに確認できます。

V. 通関業者による代理申請も可能です



代理申請を行うために必要な 2 つの手続き

①委任する側（荷主）と、代理する側（通関業者等）の双方が、「V 1」で始まるNACCS外為法関連業務の利用者IDを取得していること。**代理者が通関業者の場合は、通関業務を行うIDに加えて、申請業務を行う荷主用のNACCS IDが必要です！**

②両者の委任関係を証明するために、委任する側（荷主）が代理する側（通関業者等）への委任状を作成して、経済産業省へ届け出て、経済産業省にて発行した「委任パスワード」を取得していること。※[委任パスワードの発行手続きは次頁参照](#)。

※ 代理者は、申請するためにNACCSパッケージソフトのインストールが必要です。

※ 委任者もNACCSパッケージソフトをインストールしていれば、代理者の行う経済産業省への電子申請や、電子ライセンスを用いた通関状況や残数をモニタリングできます。

V. 通関業者による代理申請も可能です

※委任パスワードの発行手続きは、下記URLをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/inin.html

代理申請を行うためには、委任パスワードの発行が必要です。

下記URLから、委任用パスワード発行依頼書等の必要書類を、経済産業省 電子化・効率化推進室へ提出ください。

経済産業省 [TOP](#) → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 委任用パスワードの発行依頼手続について

サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

政策について 政策一覧 対外経済 貿易管理 重子申請 (NACCS外為法関連業務) 委任用パスワードの発行依頼手続について

印刷

委任用パスワードの発行依頼手続について

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他

特定手続等の運用通達で規定する「代理者による電子申請」を行うには、下記お知らせに基づき申請者本人が委任用パスワードの発行依頼手続を事前に行うことが必要です。

重子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について (おしらせ) (PDF形式: 199KB)

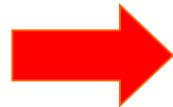
委任用パスワード発行依頼手続

必要な提出書類

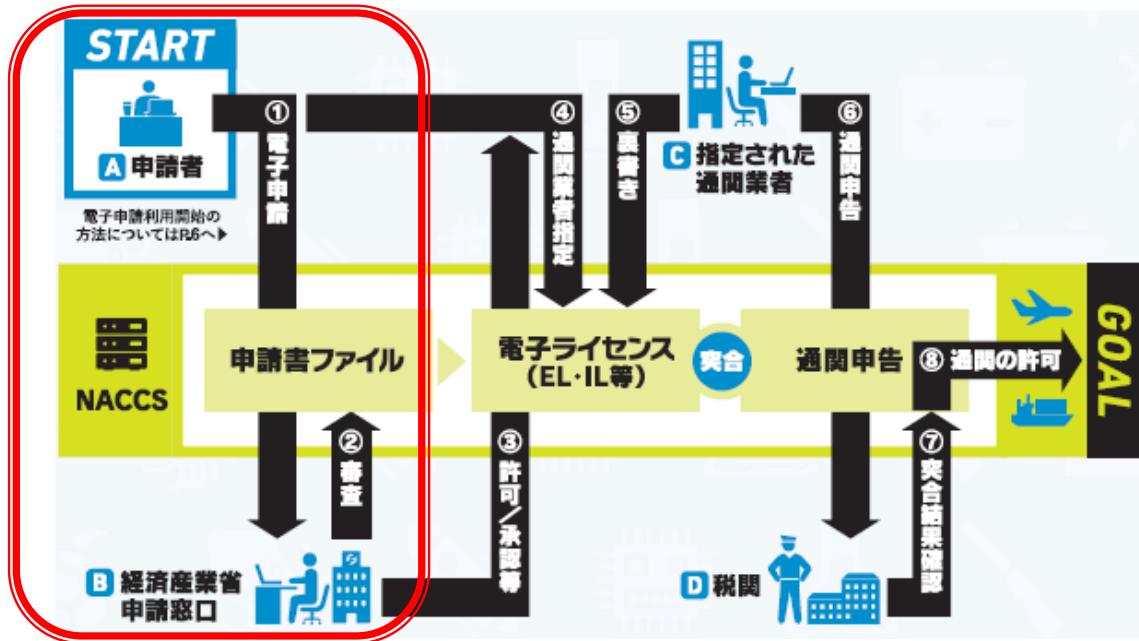
- 委任用パスワード発行依頼書 (所定様式)
- 委任パスワード発行依頼の委任情報 (所定様式)
- 委任情報の内容が事実であることを証する委任状 (2部) ※
- レターパック又は簡易書留で郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した返信用封筒

※提出された2部の委任状のうち、1部を受領印を付けて返却します。

VI. 窓口相談と電子申請の併用も可能です



「申請書ファイル」のみ
NACCSシステムから作成
して、電子申請を行えば、
他の添付書類を窓口へ持
参して、審査官と対面で
相談することも可能です。



書面申請に拘る理由があるのですが…

窓口申請の方が、担当審査官にその場で直接、修正点を
指摘して貰えるので、助かっています。

東京本社への出張等、上京する良い機会でもあるので、
申請を電子化することへの必要性を感じていません。

申請に必要な添付書類が多く、PDF化する手間がかかり、
郵送した方が便利です。また、PDF化すると、図面細部が
見づらくなってしまい、適切な説明ができません。

電子申請でも対応可能です！

※紛失リスクのない電子ライセンスを取得できます。

審査官からの指摘事項は、電子申請ではシステム自動メール
で通知されます。記録が残り、後から読み返すことも可能です。

申請書のみシステムから電子で送り、出張の機会を活用して
添付書類を窓口へ直接、持参することもできます。

申請書のみシステムから電子で送り、PDFに手間を要したり、
判読が難しい添付書類は、そのまま申請窓口あてに持参又は
郵送することも可能です。

VI. 窓口相談と電子申請の併用も可能です

電子申請を利用したいが、窓口での審査官への対面も希望する場合の手順について



(輸出入者)

1. NACCSシステムで作成した申請書（.jetファイル）を電子申請



(経済産業省)

NACCSシステムを利用した電子申請

2. 申請書の「受理待ち」というシステムからの自動通知メールを受信



(輸出入者)

3. 必要添付書類を、申請窓口（担当審査官）あてに持参又は郵送
※申請書(.jetファイル)と、「受理待ち」システム自動通知メールを印刷したものを添付ください。



(経済産業省)

添付書類を持参して審査官へ対面で相談することも可能です！



(輸出入者)

4. 「ライセンス交付済(電子)」というシステムからの自動通知メールを受信



(経済産業省)

NACCSシステムからの電子ライセンス交付

- I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関連業務の利用者IDの取得）
- II. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）
- III. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関連業務の利用者IDの取得）

先ずは、NACCSセンターへの利用申込の手続きから開始ください。



NACCSセンターのHP上で申込みを行います。

A screenshot of a search interface on the NACCS center website. The search bar contains the text 'NACCS 利用申込 入力例' and a '検索' (Search) button.

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.htm

経済産業省のHPからも、『NACCSセンターへの利用申込ガイダンス』として、NACCS掲示板URLからの利用申込の手続きについて、1クリック1画面キャプチャ付きでご案内しています（手順マニュアルPDF）。

A screenshot of a search interface on the Ministry of Economy, Trade and Industry website. The search bar contains the text 'NACCS 利用申込ガイダンス マニュアル 経産省' and a '検索' (Search) button.

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/01_new/20200217_center.pdf

NACCS 外為法関連業務の利用者IDは、V1で始まる会社に一つの利用者コード（上5桁）と、社内で使い分ける識別番号（下3桁の枝番）の8桁で構成されます。

利用者コード V1XXX（5桁） + 識別番号 F0A, F0B, F0C, …（3桁）

NACCSパッケージソフトをインストールするパソコン台数を申込時に記載ください。何台でも無料でインストールできます。

NACCSパッケージソフトのインストールやデジタル証明書の取得／再発行は、NACCSセンターHPの『NACCSのご利用方法』内にあるページをご参照ください。

A screenshot of a search interface on the NACCS center website. The search bar contains the text 'NACCS パッケージソフト・デジタル証明書' and a '検索' (Search) button.

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/ps/>

利用申込日から起算して、7営業日後（※）がシステム利用開始日になります！

（※）2019年4月より利用開始までの期間が短縮されました。

※システム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。
経済産業省への利用者IDの申請者情報の登録が完了しないと、電子申請を行うことができません！

II. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS利用申込で取得した利用者IDについて、経済産業省への申請者届出が必要です。

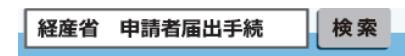
経済産業省への申請者届出

システム登録内容の確認

※NACCSセンターから通知されたシステム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。

NACCSセンターから通知された利用者IDに紐付く申請者情報（社名、所在地、代表者名、連絡先等）を、経済産業省 貿易管理部 電子化・効率化推進室あてに届出してください。

経済産業省への申請者届出については、経済産業省HP内の「貿易管理」内のページで、必要書類をご案内しています。



http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

申請者届出の受領後、1～2日でシステム登録を完了し、その旨を通知します。

NACCSセンターへの利用申込みは完了しました…

NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎれば、電子申請は利用できますか？

経済産業省への利用者IDの申請者届出が完了しないと、電子申請はできません！

NACCSセンターから利用者IDを取得したら、経済産業省電子化・効率化推進室への申請者届出の手続が必要です。利用者IDに紐付く申請者情報を速やかに届出ください。

経済産業省へ申請者届出を失念して、NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎてしまいました…今からでも、経済産業省への届出は間に合いますか？NACCSセンターへの手続きが再度、必要ですか？

NACCSセンターへの再手続きは不要です。利用開始日を過ぎていても、速やかに、経済産業省への申請者届出を行い、手続きが完了すれば、電子申請をご利用いただけます。※急ぐ場合はご相談ください。

II. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

※経済産業省への申請者届出の手続きは、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

電子申請を行うためには、NACCSセンターから取得した利用者IDについて、経済産業省へ申請者情報の届出が必要です。下記URLを参照に、**経済産業省への申請者届出手続の必要書類**を作成して、電子化・効率化推進室あてに提出ください。

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請

政策について 政策一覧 対外経済 貿易管理 重宝申請（NACCS外為法関連業務） 経済産業省への申請者届出手続 印刷

経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

登録、変更及び廃止の各申請手続はこちからご確認ください。

各手続共通のお知らせ

| | |
|----------|--|
| (1) 届出者 | 代表権を有する者 |
| (2) 届出書類 | 手続内容による |
| (3) 送付方法 | 受付窓口に郵送 |
| (4) 受付窓口 | 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 |

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書
- 届出事項が事実であることを証する書類
〔登記簿謄本等（届出日から6ヶ月以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）〕

△ 委任状
〔代表権者から委任された代表権を有しない者が申請を行う場合に必要。なお、実務担当者あての委任状ではありません。〕

【提出方法】

申請者届出の書類は、郵送で提出ください。書類に不備が無ければ、登録に1~2日程度かかります。なお、**登録に際して急ぐ事情がある場合（原許可証の更新期限が近い等）、申請者届出書の備考欄にその内容を記載ください。**

III. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

NACCS外為法関連業務の利用者IDは、V1で始まる5桁 + 識別番号3桁の8桁構成です

| 利用者コード (上5桁) | 識別番号 (下3桁) |
|-----------------|---------------|
| V 1 X X X | F 0 A |

外為法関連業務を行う利用者 ID (8桁構成)

外為法関連業務を行う輸出入者の利用者コードは、V1で始まる5桁で、法人毎に取得します。

※通関申告業務を行う利用者コードとは異なるコード体系です（通関業者が、外為法に係る輸出入許可承認の代理申請を行う場合は、輸出入者としての利用者コードが必要になります。また、輸出入者が自社通関を行う場合は、通関申告業務を行う利用者IDが必要です）。

利用者コードに続く 識別番号3桁は、同一法人内での申請種類ごとに使い分ける枝番です。

※代表者から申請する包括輸出許可のみであれば、枝番は一つ (F0A) です。代表者が委任した各事業部長名での許可証の交付を希望する場合は、枝番は社長 (F0A) に加えて、委任された各事業部長名 (F0B, F0C, F0D...) が必要です。

※すべて代表者名での許可証の交付を希望し、かつ各事業部門ごとに申請を管理したい場合には、部門毎に枝番を取得することも可能です。

枝番は、申請業務を行う担当者の数ではありません！！枝番に関するQ&Aとケーススタディは次頁参照。

III. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

申込みが必要な識別番号の数は、ライセンス名義とお考えください。
申請業務を行う実務担当者の数ではありません！

社長名で申請している場合



申請
F0A

| | | |
|---------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 別表第一の二 | | 輸出貿易管理規則第1条第1項第2号 主務官庁 経済産業省 |
| 経済産業大臣又は | 税關長檢 | 輸出認可番号 |
| 申請者 | 記名押印 又は署名 | 申請年月日 |
| 社長名 | | 電話番号 |
| 次の輸出の承認を輸出貿易管理規則第2条第1項第1号の規定により申請します。 | | |
| 取引の明細 (1) 買主名 | | 住所 |
| (2) 売主名 | | 住所 |

包括許可等、代表者名で申請を行い、
代表者名でライセンスが交付される電子
申請のみ利用する場合は、識別番号は
F0Aのみ取得ください。

社長から委任を受けた専務名で申請している場合



委任
F0A



申請
F0B

| | | |
|---------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 別表第一の二 | | 輸出貿易管理規則第1条第1項第2号 主務官庁 経済産業省 |
| 経済産業大臣又は | 税關長檢 | 輸出認可番号 |
| 申請者 | 記名押印 又は署名 | 申請年月日 |
| 専務名 | | 電話番号 |
| 次の輸出の承認を輸出貿易管理規則第2条第1項第1号の規定により申請します。 | | |
| 取引の明細 (1) 買主名 | | 住所 |
| (2) 売主名 | | 住所 |

代表者が専務に申請を委任して、専務
名で申請を行い、専務名でライセンスが
交付される場合は、代表者名でのF0A
に加えて、委任される専務名のF0Bの
取得が必要です。

社長から委任を受けた各事業部長名で申請している場合



委任
F0A



申請



F0B



申請

F0C

申請

F0D

| | | |
|---------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 別表第一の二 | | 輸出貿易管理規則第1条第1項第2号 主務官庁 経済産業省 |
| 経済産業大臣又は | 税關長檢 | 輸出認可番号 |
| 申請者 | 記名押印 又は署名 | 申請年月日 |
| 事業部長名 | | 電話番号 |
| 次の輸出の承認を輸出貿易管理規則第2条第1項第1号の規定により申請します。 | | |
| 取引の明細 (1) 買主名 | | 住所 |
| (2) 売主名 | | 住所 |

同じく、代表者が複数の事業部門長に
申請を委任して、それぞれの事業部長
名で申請を行い、事業部長名でライセ
ンスが交付される場合も、代表者名での
F0Aに加えて、委任される事業部長の
数だけ、F0B, F0C, F0Dと続く枝番の
取得が必要です。

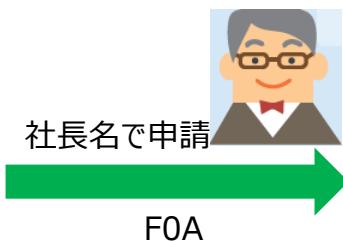
III. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

事業部門毎に申請に関する情報を管理したい場合
ライセンス名義は同じ代表者で、枝番を分けることも可能です！

同一社内で、4種類の申請手続きをすべて代表者名で申請し、
事業部毎に分けて管理したい場合



大阪本社のA事業部では
一般包括輸出許可を管理



一般包括許可証

経済産業大臣又は
申 請 者
社長名

次に輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細
(1) 買主名 _____ 住 所 _____
(2) 売主名 _____ 住 所 _____



名古屋支社のB事業部では
輸出許可を管理



輸出許可証

経済産業大臣又は
申 請 者
社長名

次に輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細
(1) 買主名 _____ 住 所 _____
(2) 売主名 _____ 住 所 _____



東京支社のC事業部では
いかのIQ／ILを管理



輸入承認証

経済産業大臣又は
申 請 者
社長名

次に輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細
(1) 買主名 _____ 住 所 _____
(2) 売主名 _____ 住 所 _____



東京支社のD事業部では
かにの事前確認を管理



事前確認（かに）

経済産業大臣又は
申 請 者
社長名

次に輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細
(1) 買主名 _____ 住 所 _____
(2) 売主名 _____ 住 所 _____

同一社内の申請が多岐に亘る等、事業部門毎に、申請手続きを管理したい場合は、F0A, F0B, F0C, …といった識別番号(枝番)を取得して、事業部毎に管理して、申請はすべて代表者名で行うことも可能です。

ただし、識別番号(枝番)の異なるIDから、原許可証の更新／訂正はできません。

(注意)

A事業部からF0AのIDで申請して取得した原許可証を、B事業部のF0BのIDを使って、更新申請することはできません！

- I. 新規申請の手順
- II. 申請完了（受理待ち）の連絡と、申請状況のステータスの確認
- III. 電子ライセンス交付の連絡と、電子ライセンス情報照会（PDF交付イメージ）
- IV. 通関業者の指定（電子ライセンスの受け渡し）

I. 新規申請の手順

新規申請の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載しています。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【2】

電子ライセンスの新規申請を行う

申請書ファイル作成
JAA 外為法 新規申請

- ① NACCSパッケージソフトを立ち上げる
- ② 「外為法関連申請書作成」ソフトから申請書を作成
 - ・タグを押して申請書作成ソフトを立ち上げ、申請様式を選択
 - ・選択された様式の申請書ファイルにて、各項目を入力
 - ・「内容検証」ボタンを押して、検証結果を確認
 - ・ファイルを「別名で保存」して、任意のフォルダに保存
 - ・申請に必要な添付書類も、同じフォルダに保存
- ③ 業務メニュー「JAA 新規申請」から申請書類一式を送信
 - ・保存した申請書ファイルと添付書類を、申請画面に添付
 - ・選択様式にあった申請種類番号(3桁)を入力
 - ・送信ボタンを押す



(PDF形式：1,351KB)

新規申請の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/02_jaa.pdf

II. 申請完了（受理待ち）の連絡と、申請状況のステータスの確認

進捗状況の確認の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載します。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

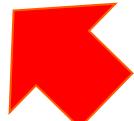
【9】

電子申請中の案件の進捗状況を確認する
過去の申請案件の一覧を表示する

JAP 外為法 進捗状況照会

- ① 電子申請を行うと、整理番号が払い出されます。
- ② 申請が「受理待ち」のステータスになったか、業務メニュー「JAP 進捗状況照会」から、確認ください。
 - ・確認したい案件の「整理番号」を画面に入力
 - ・送信ボタンを押して、当該案件のステータスを確認

※「受付無効」と表示された場合は、電子申請できません！
- ③ 業務メニュー「JAP 進捗状況照会」からは、過去に行った電子申請の案件の一覧も確認できます。
 - ・確認したい期間の「申請年月日」を画面に入力
 - ・送信ボタンを押して、当該期間に申請した案件の一覧を確認



(PDF形式：865KB)

進捗状況照会の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/09_jap.pdf

II. 申請完了（受理待ち）の連絡と、申請状況のステータスの確認

「JAP 進捗状況照会」画面にて表示されるステータス

※それぞれのステータスに進展する度に、システム自動メールが担当者メールアドレスあてに配信されます。

審査に要する時間は、申請手続き毎に、貨物や仕向けによって異なります。



～審査課が開始されるまで～

- 【受理待】 申請がシステムで受け付けられたタイミング
【受理済】 審査官が申請を受理したタイミング

～審査中からライセンスが交付されるまで～

- 【補正依頼中】 審査官が申請者に補正依頼したタイミング／申請者の補正申請がシステムで受け付けられたタイミング
【添付書類追加済】 添付書類の追加申請が受け付けられたタイミング
【審査中】 審査官が書面で交付する許可承認証等（ライセンス）を準備したタイミング
【交付済】 許可承認証等（電子ライセンス）が交付されたタイミング

～その他～

- 【報告受理】 審査官が履行報告等申請を受理したタイミング
【取下受理】 審査官が取下申請を受理したタイミング

III. 電子ライセンス交付の連絡と、電子ライセンス情報照会（PDF交付イメージ）

電子ライセンスが交付されると、システムから「進捗状況 [交付済] 電子交付」のお知らせが、2箇所のメールアドレスに配信されます。

- ① 経済産業省 電子化・効率化推進室あてに提出した「申請者届出」にて、システムに登録された担当者の「メールアドレス」
- ② 当該案件の申請時に作成した申請書（.jetファイル）の「担当者メールアドレス」欄に記入した「メールアドレス」

【交付済】の連絡メールが届いたら、NACCS業務メニュー「JTS 電子ライセンス情報照会」から、交付された電子ライセンスのPDF交付イメージを確認してください（操作方法は次頁参照）。



The screenshot shows an email from 'announce@jetras-naccs.com' sent on 2014/12/17 (水) 16:16. The email content is as follows:

2014/12/17 (水) 16:16
announce@jetras-naccs.com
【NACCS-貿易管理サブシステム】進捗状況[交付済]（電子交付）のお知らせ
宛先 □ nttd008@jetras-naccs.com; □ nttd009@jetras-naccs.com; □ shinsei_tantousya@nttdata.co.jp

電子申請の進捗状況をお知らせします。
株式会社 国際輸出入商事
社長 輸入 三郎様(本人)
試験申請株式会社
社長 統括一郎様(連名)

ご担当 国際物流事業部 第四輸入課 遠藤 康人様

整理番号[0000315587]について、電子ライセンス[IL(14-2TA)SAI-S00043]が交付されました。
電子ライセンス情報照会にて、内容をご確認ください。

<注意>
このメールはシステムにより自動送信されています。
このメールに対して返信しないでください。
返信しても担当審査者には届きません。

--
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
N A C C S 貿易管理サブシステム
<http://www.naccs.jp/>

III. 電子ライセンス交付の連絡と、電子ライセンス情報照会（PDF交付イメージ）

交付イメージの確認の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載します。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【12】

電子ライセンス交付イメージを確認する
通関後であれば、裏書を確認する

JTS 外為法 電子ライセンス情報照会



(PDF形式：859KB)

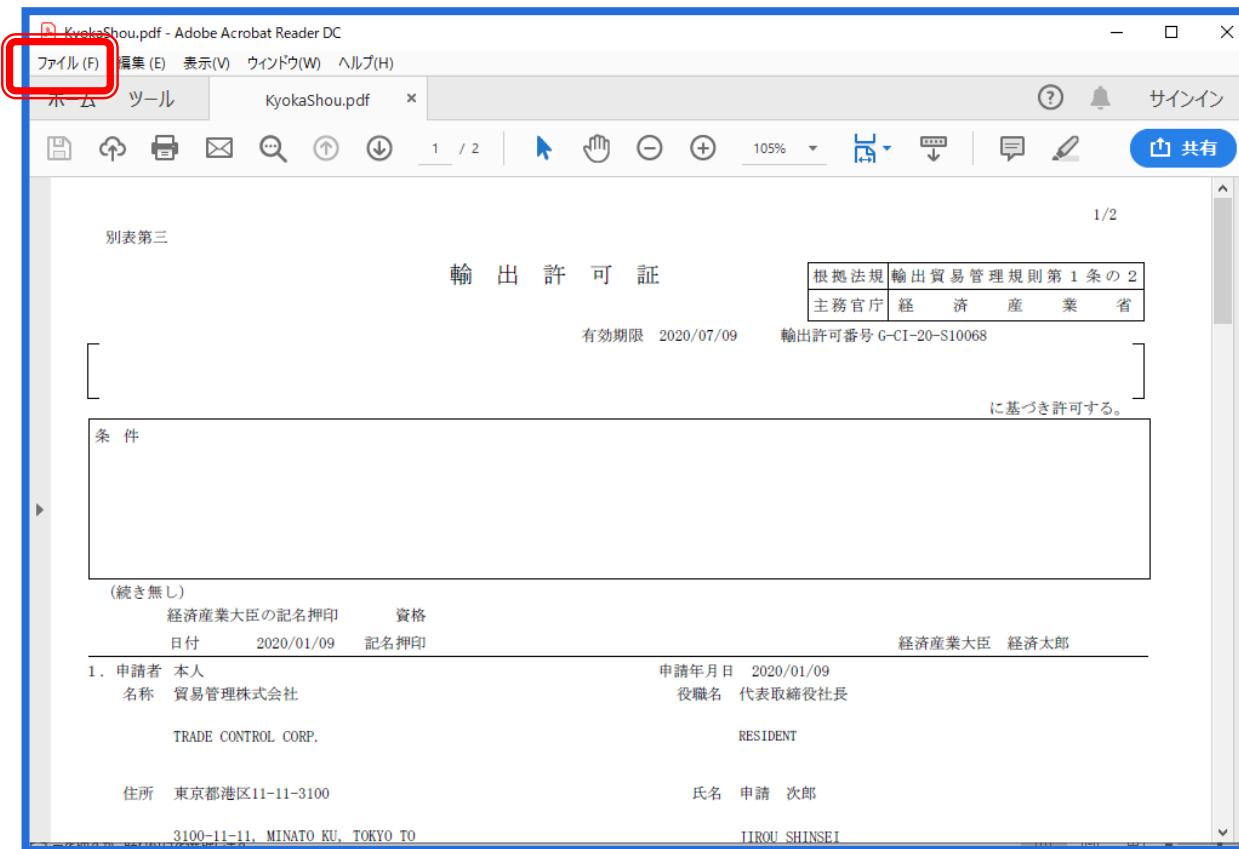
交付イメージ確認の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/12_jts.pdf

III. 電子ライセンス交付の連絡と、電子ライセンス情報照会（PDF交付イメージ）

「JTS 電子ライセンス情報照会」画面の「添付ファイル」欄に貼り付いたPDFをダブルクリックすると、交付イメージが確認できます。

- ◆ 電子ライセンス交付イメージPDFは、「ファイル」メニューから、印刷も保存も可能です。
- ◆ システムメンテナンス等、NACCSシステム利用制限がある時に備えて、交付イメージPDFを印刷・保存することを推奨します。



※PDFに記載された電子ライセンス内容に誤りがあった場合、速やかに（通関業者指定を行う前に）電子ライセンス交付窓口に申し出てください。具体的には、社名変更や代表取締役社長名が、株主総会等の事由で、申請時とライセンス交付時で異なる場合、システム上の修正が必要なため、速やかにライセンス交付窓口か電子化・効率化推進室 qqfcbj@meti.go.jp あてにご連絡ください。

III. 電子ライセンス交付の連絡と、電子ライセンス情報照会（PDF交付イメージ）

「JTS 電子ライセンス情報照会」画面からは、通関業者が行った裏書の内容や、通関後であれば税関許可日が確認できます。

- ◆ 包括には裏書はありません。
- ◆ 通関欄に記載された内容に誤りがある場合（数量や金額の誤入力）、税関許可日欄が未入力の場合等は、通関業者へご照会いただき、裏書事後訂正が必要な場合は、電子化・効率化推進室 qqfcbj@meti.go.jp あてにご連絡ください。

裏書の内容は、取引先の通関業者からの連絡を待たずに、
ライセンスを交付された輸出入業者自ら、リアルタイムで確認することができます。

| ※通関 税関申 告番号 | No | 商品 番号 | 商品名 | 船積数量 | 送状金額 | 積出 港 | 備考 | 通関月日 税関記名押印 |
|-------------------|----|----------|--------------------------|---------------|----------------------------------|---------|-----|--------------------------------------|
| 130022 85800 | 1 | 1 | HYDROFLUORIC ACID 49% | 1.00000 KG | FOB 1, 250, 000. 00000 EUR | 00001 | *** | |
| 130022 85910 | 1 | 1 | HYDROFLUORIC ACID 49% | 1.00000 KG | FOB 1, 250, 000. 00000 EUR | 00001 | *** | 輸出許可 2020/01/21 TOKYO TOKYO |

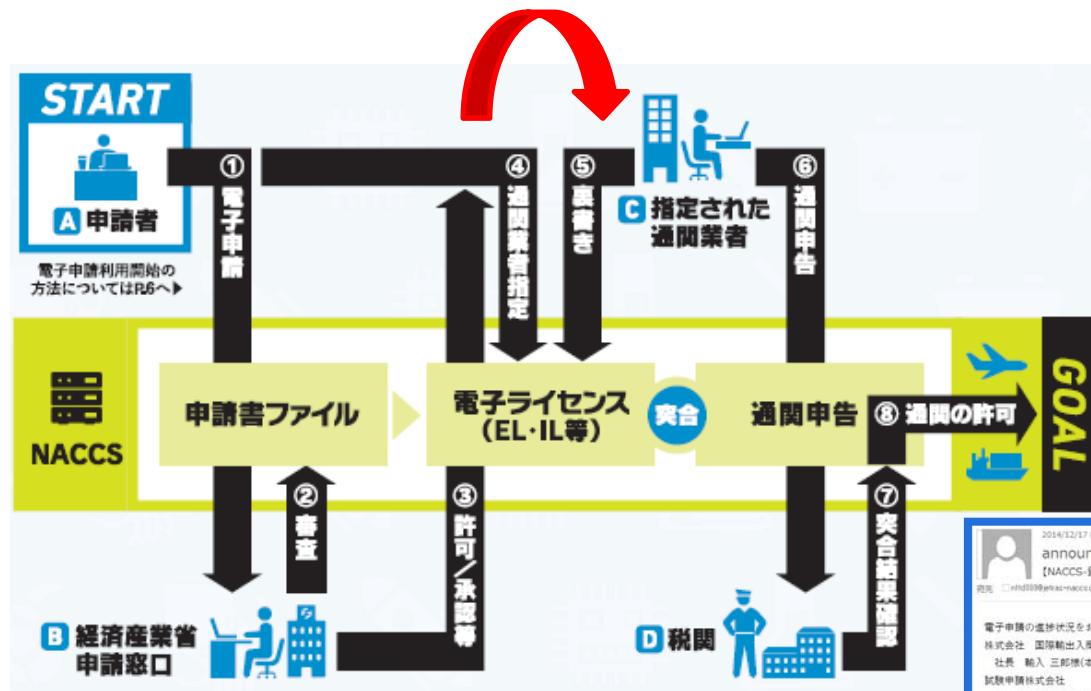
V. 通関業者の指定（電子ライセンスの受け渡し）

申告業務を依頼する通関業者へ、当該電子ライセンスへのアクセス権限を、NACCS業務メニュー「JCA 通関業者指定」にて、付与してください（操作方法は次頁参照）。

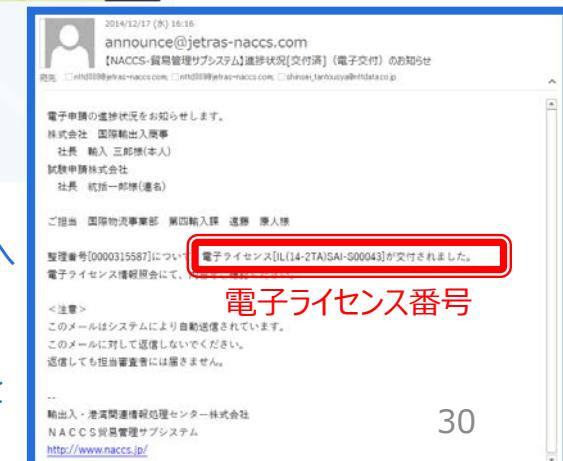
※JCAで指定したら、自動的に通関業者あてにライセンス番号が通知されるわけではありません！

税関申告を依頼する通関業者あてに、電子ライセンス番号を正しくお伝えください。

④通関業者指定から、⑤裏書き・⑥通関申告の通関業務への橋渡しが必要です！



- ◆ システムからの自動メール「進捗状況 [交付済] 電子交付」を、取引先の通関業者へ転送することで、正確な電子ライセンス番号を通知できます。
- ◆ JTS 電子ライセンス情報照会からダウンロードした電子ライセンスの交付イメージPDFをメール添付で、取引先の通関業者へ送信することも可能です。



V. 通関業者の指定（電子ライセンスの受け渡し）

通関業者の指定の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載しています。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【10】

電子ライセンスを通関業者に受け渡す
電子ライセンスへのアクセス権限を付与する

JCA 外為法 通関業者指定



(PDF形式：821KB)

通関業者の指定の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/10_jca.pdf

- I. 包括取扱要領の改正について
- II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順
- III. 原許可証（電子）の更新申請の手順
- IV. 一般包括申請における統括責任者及び該非判定責任者のシステム登録

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

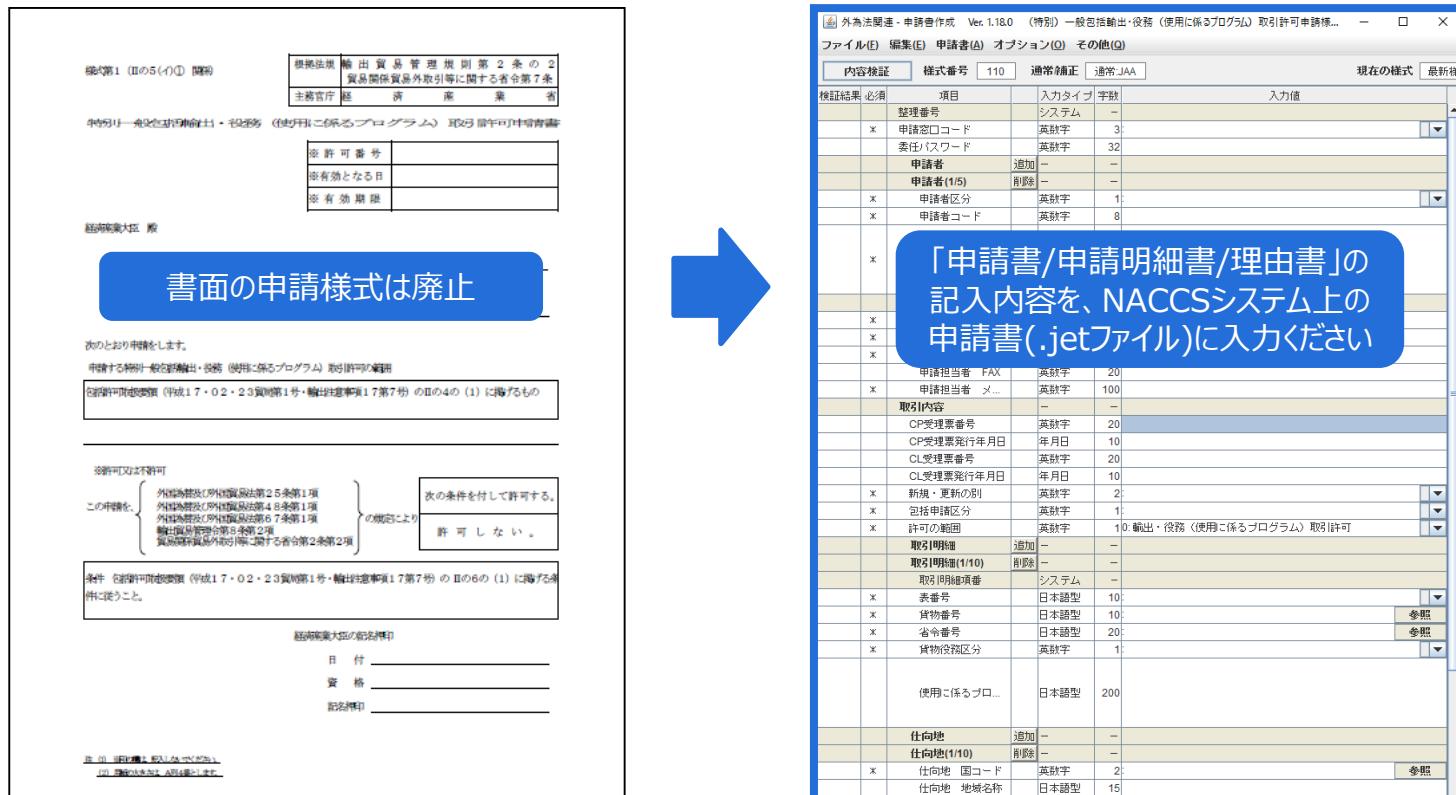
1. 電子申請による電子交付オンリーになります（書面申請はできません。許可証も電子で交付されます。）
2. 書面の分割交付は可能です（カルネ通関など紙の許可証が必要な場合、電子を原本とし、紙を分割。）
3. 代理申請が可能になります（経済産業大臣が必要があると認めるときに限る。代理を認めるのは申請のみ。包括の使用は輸出者限定。）
4. 紙の包括許可証を電子に更新する場合は有効期限にかかわらず、隨時可能です
5. 代表者名の変更届（様式第5）及び住居表示変更届（様式第6）の廃止
6. 一般包括の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の廃止（NACCS業務メニューでの登録が必要です。）
7. 特定包括の実績報告は、電子の場合は引き続き免除されます（輸出令別表第1の1の項に係るものを除く）（改正包括取扱要領別表5左欄（4）の条件に基づく実績報告（様式第17）の提出を免除）

I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

1. 電子申請による電子交付オンリーになります（書面申請はできません。許可証も電子で交付されます。）

- 行政分野におけるデジタル技術の徹底的な活用が求められるなか、外為法に基づく経済産業省への包括輸出許可は、従来の一般包括に加えて、特別一般包括・特定包括についても、電子申請が義務化されます。
- 2019年4月以降、包括輸出許可の新規申請及び更新申請を行う場合、NACCSシステム(外為法関連業務)の利用申込ならびに経済産業省への申請者届出の手続きをご準備ください。



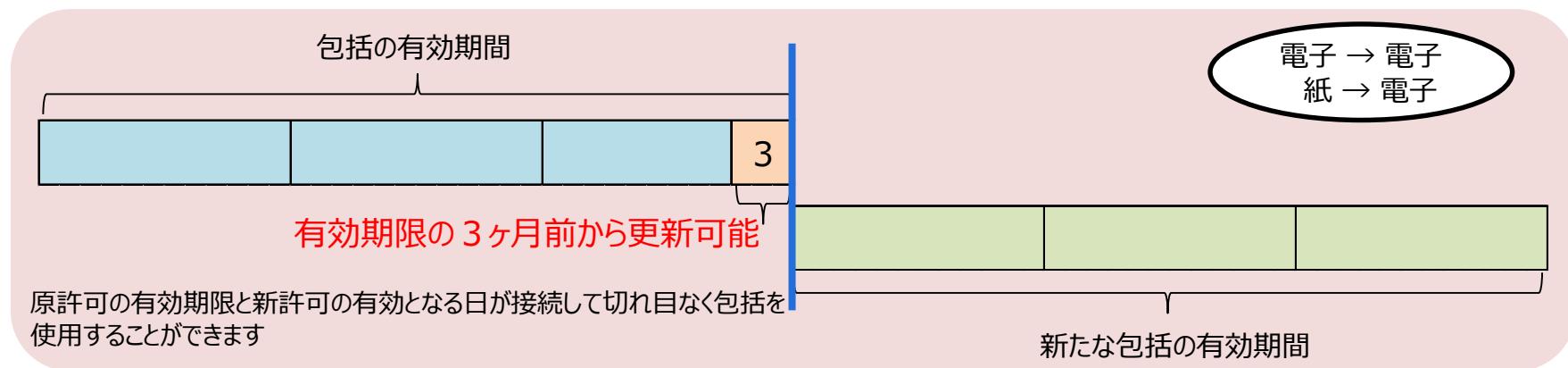
I. 包括取扱要領の改正について

2019年4月包括取扱要領の改正の主なポイント

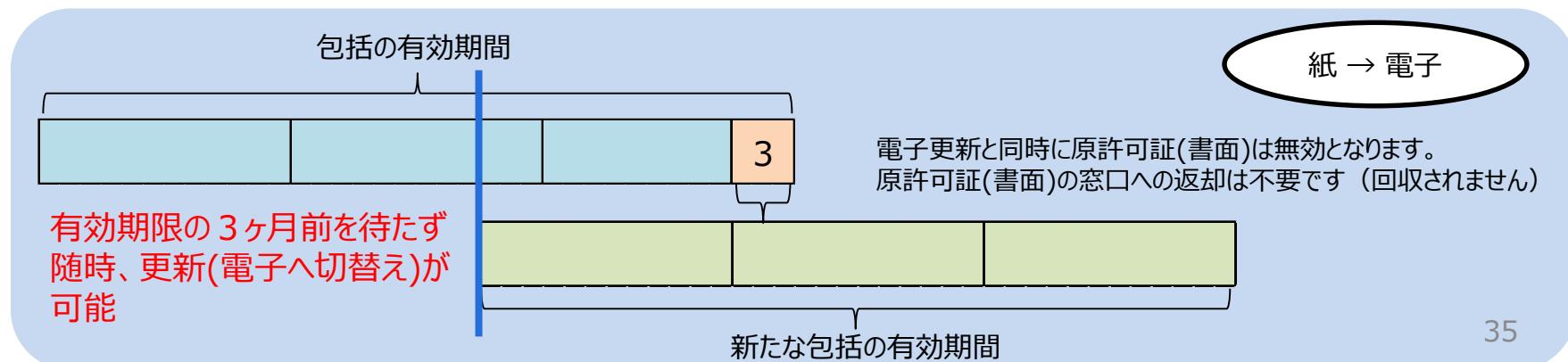
4. 紙の包括許可証を電子に更新する場合は有効期限にかかわらず、隨時可能です

- 書面の原許可証の有効期限 3か月前を過ぎると、通常更新の手続となります。原許可の有効期限と、新許可の有効となる日が接続して切れ目なく包括を使用することができます。
- 原許可の有効期限の残存期間を捨てて、すぐにでも電子ライセンスを使用したい場合は、更新の許可のタイミングで有効となる電子ライセンスを取得することも可能です。書面で交付された原許可(分割交付を含む。)の回収は、行いません。

通常の更新申請



切替え
書面から
電子への
特例



II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

書面から電子への更新の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載します。1クリック1画面キャプチャで解説！

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

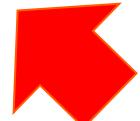
【2】

電子ライセンスの新規申請を行う

申請書ファイル作成
JAA 外為法 新規申請



(PDF形式：1,351KB)



- ① NACCSパッケージソフトを立ち上げる
- ② 「外為法関連申請書作成」ソフトから申請書を作成
 - ・タグを押して申請書作成ソフトを立ち上げ、申請様式を選択
 - ・選択された様式の申請書ファイルにて、各項目を入力
 - ・「内容検証」ボタンを押して、検証結果を確認
 - ・ファイルを「別名で保存」して、任意のフォルダに保存
 - ・申請に必要な添付書類も、同じフォルダに保存
- ③ 業務メニュー「JAA 新規申請」から申請書類一式を送信
 - ・保存した申請書ファイルと添付書類を、申請画面に添付
 - ・選択様式にあった申請種類番号(3行)を入力
 - ・送信ボタンを押す

新規申請の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

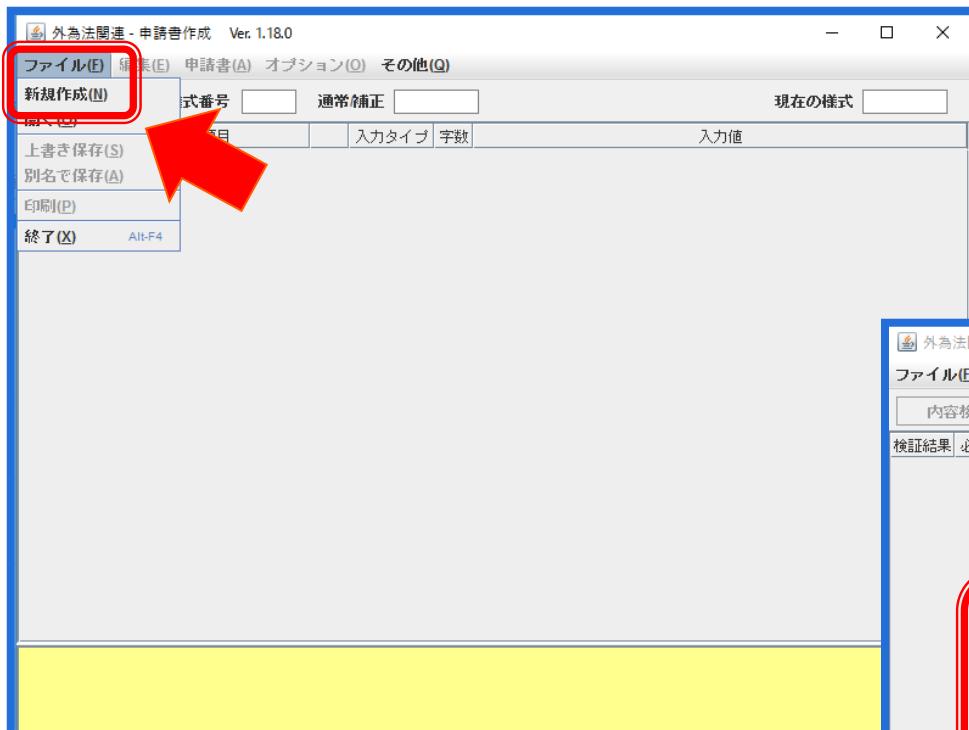
原許可証（書面）の電子への更新申請は、申請様式を包括系に選択することにより、他の操作方法は、「新規申請」と同様です。

申請書の「新規・更新の別」欄では、「31：（原許可は書面）更新申請」を選択ください。（申請書の選択、及び入力方法は次頁参照）

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

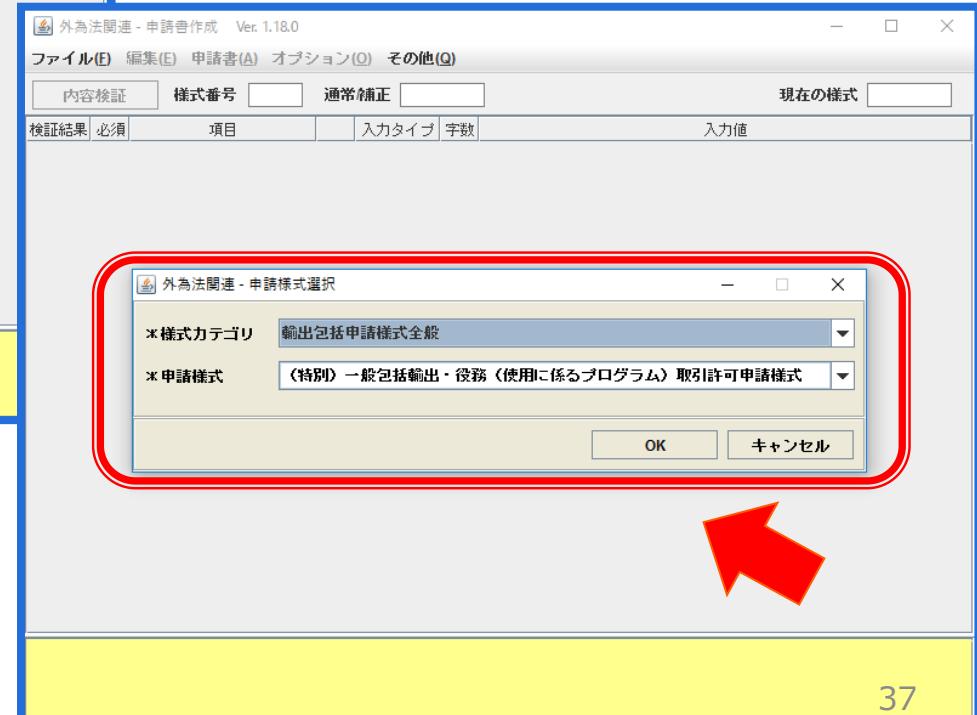
申請書の作成は、NACCS初期画面の「外為法関連申請書作成」というタグを押して、申請書作成ソフトを立ち上げます。

「外為法関連申請書作成」のタグを押して、申請書作成ソフトを立ち上げ、「ファイル」メニューから「新規作成」を押して表示された「申請様式選択」の画面にて、「様式カテゴリ」及び「申請様式」のプルダウンから申請書の様式を選択し、「OK」ボタンを押します。



包括輸出許可の電子申請を行う場合、

「申請様式選択」画面、上段の「様式カテゴリ」は、上から2つ目の「輸出包括申請様式全般」を選択ください。



下段の「申請様式」は、次の4つから選択できます。

- ◆一般包括／特別一般包括（貨物）
- ◆一般包括／特別一般包括（役務）
- ◆特定包括（貨物）／特定包括（役務）
- ◆包括輸出承認（麻薬等原材料）

II. 原許可証（書面）から電子ライセンスへの更新申請の手順

原許可証（書面）を電子ライセンスに更新する際の申請書（.jetファイル）の入力ポイントは「新規・更新の別」欄です。

立ち上がった申請書ファイルにて、申請項目の「入力値」欄にデータを入力して、申請書を作成します。

外為法関連 - 申請書作成 Ver. 1.18.0 (特別) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請...

ファイル(F) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(Q)

内容検証 様式番号 110 検索 検証 正直 通常:JAA 現在の様式 最新様

| 検証結果 | 必須 | 項目 | 入力タイプ | 字数 | 入力値 |
|------|------------|------|--------|-------------------------|-----|
| * | 申請担当者 部... | 日本語型 | 40 | | |
| * | 申請担当者 氏名 | 日本語型 | 40 | | |
| * | 申請担当者 電... | 英数字 | 20 | | |
| * | 申請担当者 FAX | 英数字 | 20 | | |
| * | 申請担当者 メ... | 英数字 | 100 | | |
| | 取引内容 | — | — | | |
| | CP受理票番号 | 英数字 | 20 | | |
| | CP受理票発行年月日 | 年月日 | 10 | | |
| | CL受理票番号 | 英数字 | 20 | | |
| | CL受理票発行年月日 | 年月日 | 10 | | |
| * | 新規・更新の別 | 英数字 | 2 | 10:新規申請 | |
| * | 包括申請区分 | 英数字 | 1 | 21:《原許可は電子》更新申請 | |
| * | 許可の範囲 | 英数字 | 10:輸出・ | 22:《原許可は電子》変更 | |
| | 取引明細 | 追加 | — | 23:《原許可は電子》新規申請【許可実績あり】 | |
| | 取引明細(1/10) | 削除 | — | 31:《原許可は書面》更新申請 | |
| | 取引明細項番 | システム | — | 32:《原許可は書面》変更 | |
| * | 表番号 | 日本語型 | 10: | 33:《原許可は書面》新規申請【許可実績あり】 | |
| | 貨物番号 | 日本語型 | 10: | | |

（※）手入力で入力する場合、「入力タイプ」欄の指示をご確認ください。
「英数字」は半角アルファベット数字のみ、「日本語型」は半角／全角、アルファベット／日本語すべての入力が可能ですが、外字やギリシア文字等、一部の入力不可能な文字があるため、常用漢字等の代替が必要です。

- ファイル上部に申請書様式名が記載されていることを確認してください。
- 「様式番号」の3桁は、JAA:新規申請画面で入力する申請種類番号の3桁です。
- 「必須」欄に*のある項目は、入力が必須です。未入力は、受付無効になります。
- 「入力値」欄への入力方法は、①手入力、②▼ボタン、又は③「参照」ボタンを押して表示されるリストからの選択です。
- 「入力値」欄にカーソルをあわせると、ファイルの下部に、入力項目ガイドが表示されます（欄外の黄色部分）

※原許可証(書面)から電子ライセンスへの更新申請の場合、「新規・更新の別」欄では、「31：原許可は書面）更新申請」を選択ください。

（※）手入力で入力する場合、「入力タイプ」欄の指示をご確認ください。

「英数字」は半角アルファベット数字のみ、「日本語型」は半角／全角、アルファベット／日本語すべての入力が可能ですが、外字やギリシア文字等、一部の入力不可能な文字があるため、常用漢字等の代替が必要です。

III. 原許可証（電子）の更新申請の手順

電子から電子への更新の手順は、経済産業省WEBにて、操作マニュアルを掲載します。1クリック1画面キャプチャで解説！

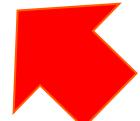
経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 中段「操作マニュアル」

【5】

包括輸出許可承認の電子ライセンスの
更新申請を行う

JAG 外為法 申請済み申請書取得
JAA 外為法 電子ライセンスの訂正申請

- ① 業務メニュー「JAG 申請済み申請書取得」から、更新したい原許可証の申請書(.jetファイル)を呼び出します。
 - ・原許可証の「許可承認証等番号」を画面に入力
 - ・「送信」ボタンを押すと、「添付ファイル」欄に申請書が貼り付く
- ② 取得した申請書を開き、更新したい入力項目を記入します。
 - ・「添付ファイル」欄に貼り付いた申請書をダブルクリック
 - ・「更新・変更」タグで開いて、中味を修正する
 - ・内容検証後に、申請書ファイルを別名で保存する
- ③ 業務メニュー「JAA 新規・電子ライセンスの訂正申請」から、申請書ファイルを送信します。
 - ・更新した申請書ファイルを画面に添付する
 - ・申請種類番号を入力して、「送信」ボタンを押す



(PDF形式: 1,081KB)

包括(電子)の更新の操作手順は、QRコードからダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/05_jaa_koushin.pdf

2019年4月包括取扱要領の改正により、 包括の統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a) 及び統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)が廃止になります

- 一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者については、NACCS業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」にて申請者自らが、隨時、登録することが可能です。
- 但し、JAJ画面にて申請者自らが登録できるのは、表示された画面下部の「該非判定責任者情報」のみです。画面上部の「申請者情報」は、申請者届出通達により、届出事項に変更が生じた場合、速やかに電子化・効率化推進室にて、「申請者届出」の変更の手続きが必要です。



様式a：統括責任者及び該非確認
責任者に関する登録書

経済産業大臣 様

提出者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者
氏 名：
役職名：
就任日：
2. 該非確認責任者
氏 名：
役職名：
就任日：

様式aの2：統括・該非確認責任者
変更届

経済産業大臣 様

提出者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

下記のとおり、当社の統括責任者・該非確認責任者が変更となりましたので、届け出ます。

記

1. 統括責任者
(変更前)
氏 名：
役職名：
就任日：
2. 統括責任者
(変更後)
氏 名：
役職名：
就任日：

包括取扱要領の改正（2019年4月）：一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の廃止

新
(削除)

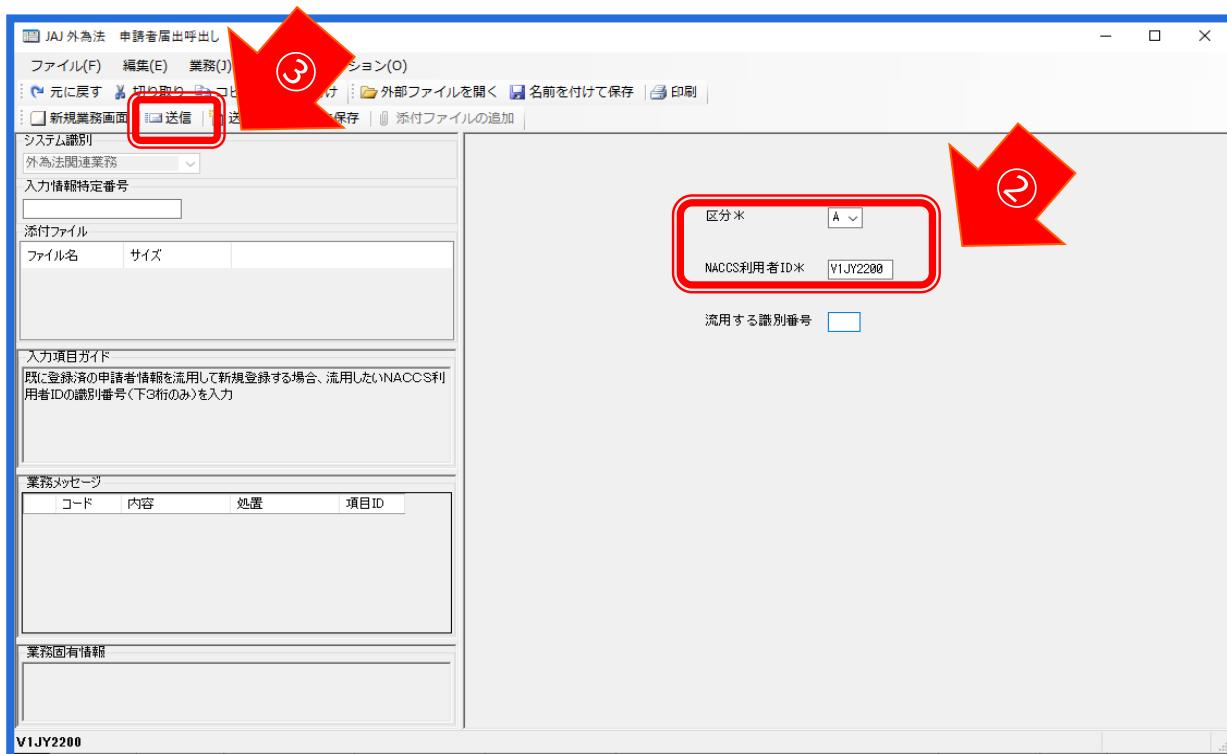
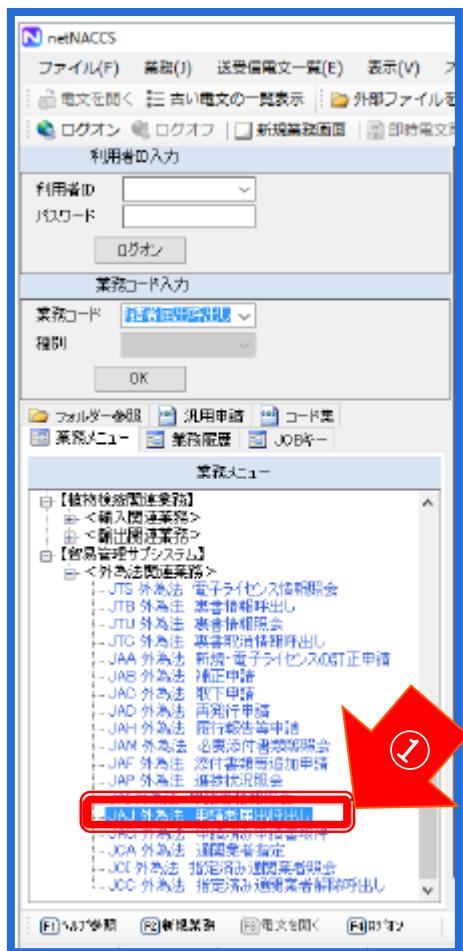


旧
申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a)1通を申請窓口に郵送又は提出すること。
統括責任者又は該非確認責任者が変更された場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。

「JAJ：申請者届出呼び出し」からの該非判定責任者情報の登録方法

一般包括輸出許可の申請に際して、統括責任者及び該非確認責任者をNACCS業務メニューJAJから登録ください。

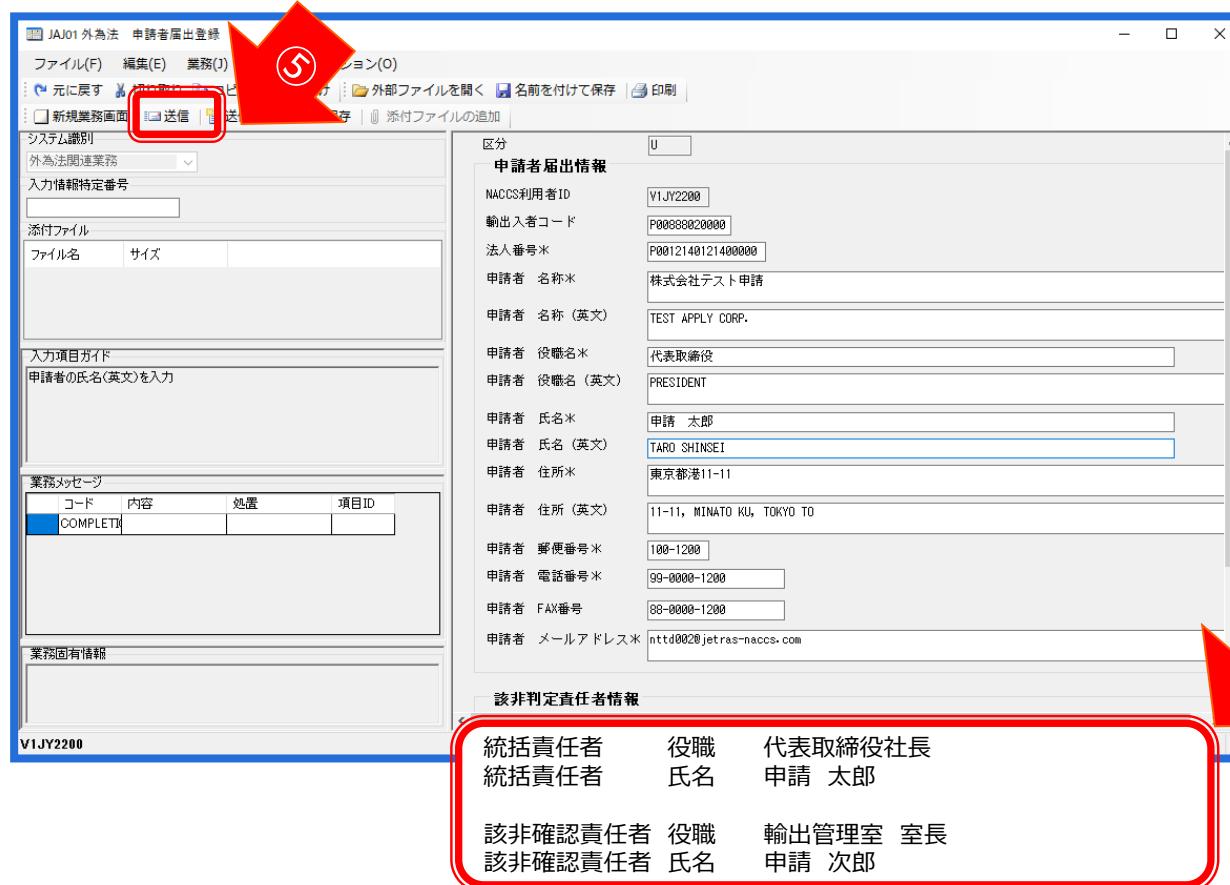
- ① NACCS <外為法関連業務>より、「JAJ外為法 申請者届出呼び出し」をクリック
- ② 切り替わった「JAJ 申請者届出呼び出し」画面にて、区分とNACCS利用者IDを入力
 - ◆ 区分は、次の3つから選択ください
「R:照会」／「A:新規登録」／「U:変更」
 - ◆ NACCS利用者IDは、V1で始まるNACCS利用者IDの8桁を入力ください
- ③ 「送信」ボタンをクリック。利用者IDで登録された申請者情報が表示されます（次頁へ）



「JAJ：申請者届出呼び出し」からの該非判定責任者情報の登録方法

「JAJ：申請者届出呼び出し」画面にて、申請者自らが登録／変更できるのは、表示された画面(下)の該非判定責任者情報のみです。
表示された画面(上)の申請者情報の登録／変更は、申請者届出通達により、電子化・効率化推進室にて申請者届出の提出が必要です！

- ④ 切り替わった画面の下部「該非判定責任者情報」(統括責任者と該非確認責任者に関する情報)を入力
- ⑤ 「送信」ボタンをクリック



The screenshot shows the 'JAJ01 外為法 申請者届出登録' application window. The 'Non-judgmental Responsible Person Information' section is highlighted with a red box and a red arrow pointing to the 'Send' button. The information entered includes:

| 統括責任者 | 役職 | 代表取締役社長 |
|-------|----|---------|
| 統括責任者 | 氏名 | 申請 太郎 |

| 該非確認責任者 | 役職 | 輸出管理室 室長 |
|---------|----|----------|
| 該非確認責任者 | 氏名 | 申請 次郎 |

注意！
画面上段の「申請者届出情報」に記載された内容は、電子ライセンスに標記される申請者情報です。

「申請者情報」の登録／変更は、画面入力だけでは完了しません。

別途、経済産業省 電子化・効率化推進室への申請者届出(変更)手続きが必要です。

I. NACCSセンター ヘルプデスク

II. 経済産業省 本省／地方経済産業局への申請窓口のご案内

III. 電子申請の概要や操作方法に関する相談窓口（電子化・効率化推進室）

I. NACCSセンター ヘルプデスク

NACCSセンター トップページ → 「NACCS操作方法 お問い合わせ」をクリック！



The screenshot shows the NACCS homepage. At the top, there is a logo and the text '輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System, Inc.' Below this, a banner says '人・物・国をつなぐ' and '「総合的物流情報プラットフォームシステム」としてのNACCSを通じて、国際物流の発展に貢献します。'. There are several buttons: 'NACCS掲示板' (https://bbs.naccscenter.com/), 'NACCSサポートシステム' (https://nss.naccs.jp/login/nssapp/), '出港前報告制度掲示板', and a button for 'NACCS操作方法 お問い合わせ > 0120-794-550' which is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it. A red arrow also points to the '新着情報' button. The bottom of the page has a 'NACCS' logo and a 'NACCS紹介動画' button.

- NACCSパッケージソフトのインストール
- デジタル証明書の更新／再発行
- ログインやバージョンアップに関するエラー

NACCSパッケージソフトに関するご相談は、ヘルプデスクあてにお問い合わせください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/info/info.html>



The screenshot shows the 'NACCS掲示板' (NACCS Bulletin Board) page. At the top, there is a navigation bar with 'TOP', 'NACCSのご利用方法', '申込手続 (NSS)', 'NACCS業務仕様・関連資料', and 'よくある問合せ'. Below this is a search bar with 'Google カスタム検索' and '検索' buttons. A blue bar at the top says 'NACCSご利用に係る問合せ先等一覧'. Under this, there is a table with columns '事業所', '電話番号', 'FAX番号', and '運営時間'. The table has two rows. The first row is for 'NACCSセンター' and the second row is for '関係省庁'. The second row is highlighted with a red box. The '電話番号' column for the second row contains '0120-794-550' and '03-6628-6270'. A note below says '※ヘルプデスクへのお問合せの際には、番号をご確認の上、お掛け間違いのないようにご注意ください。'. The bottom right of the table says '終日'.

NACCSヘルプデスク
24時間 365日対応

TEL: 0120-794-550
FAX: 0120-794-529

お問合せWebフォーム :

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/nwewebqa>

II. 経済産業省 本省／地方経済産業局への申請窓口のご案内

外為法関連の輸出入許可・承認等の申請に必要な書類、審査内容に関するご相談は、
書面申請と同様に、ライセンス交付窓口あてにお問い合わせください。

| | | |
|---------------------------------------|-----------------|-------------------|
| 輸出貿易管理令別表第一の 個別輸出許可 特定包括許可等（※1） | 安全保障貿易審査課 | TEL: 03-3501-2801 |
| 輸出貿易管理令別表第二の 輸出承認 武器類輸入承認等 | 貿易審査課 | TEL: 03-3501-1659 |
| ワシントン条約対象動植物の 輸出入の承認等 | 野生動植物貿易審査課 | TEL: 03-3501-1723 |
| 水産物の輸入割当（※2） さけ・ます輸入承認等 | 農水産室 | TEL: 03-3501-0532 |
| まぐろ輸入事前確認 | 水産庁 貿易管理部国際課 | TEL: 03-3502-8204 |

（※1） 安全保障貿易管理については、下記URL末尾の連絡先もあわせてご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

なお、一般／特別一般包括輸出許可は、地方経済産業局各窓口にて受け付けております。

（※2） 水産物の輸入承認は、地方経済産業局各窓口にて受け付けております。

II. 経済産業省 本省／地方経済産業局への申請窓口のご案内

一般／特別一般包括輸出許可、水産物の輸入承認等は、
地方経済産業局各窓口にて受け付けております。

| | | |
|------------|-----------|-------------------|
| 北海道経済産業局 | 総務企画部 国際課 | TEL: 011-709-1752 |
| 東北経済産業局 | 総務企画部 国際課 | TEL: 022-221-4907 |
| 関東経済産業局（※） | 産業部 国際課 | TEL: 048-600-0265 |
| 東京通商事務所 | 業務課／総務課 | TEL: 03-5842-7071 |
| 横浜通商事務所 | 総務課 | TEL: 045-212-1105 |
| 中部経済産業局 | 地域経済部 国際課 | TEL: 052-951-4091 |
| 近畿経済産業局 | 通商部 通商課 | TEL: 06-6966-6034 |
| 神戸通商事務所 | 総務課 | TEL: 078-393-2682 |
| 中国経済産業局 | 産業部 国際課 | TEL: 082-224-5659 |
| 四国経済産業局 | 産業部 産業振興課 | TEL: 087-811-8525 |
| 九州経済産業局 | 国際部 国際課 | TEL: 092-482-5425 |
| 沖縄経済産業部 | 商務通商課 | TEL: 098-866-1731 |

（※）関東経済産業局 産業部国際課での窓口業務は、2020年3月31日をもって終了します。

2020年4月1日以降、関東経済産業局管内で輸出入の許可・承認等の申請を行われる方は、電子申請をご利用いただくか、東京通商事務所、横浜通商事務所等をご利用ください。

III. 電子申請の概要や操作方法に関する相談窓口（電子化・効率化推進室）

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更

ニュースリリース 会見・談話 蕁議会・研究会 統計

梶山大臣の動静 副大臣・政務官など 写真を見る →

注目ワード

マスクや消毒液やトイレットペーパーの状況 新型コロナウイルス キャッシュレス・消費者還元事業 住宅用太陽光の買取規制

政策一覧

経済・産業
対外経済
ものづくり/
情報/
流通・サービス
中小企業・地域経済
産業
エネルギー・環境
安全・安心

通商政策 貿易投資促進 経済協力の推進 中堅・中小企業海外展開／農林水産
貿易管理 安全保障貿易管理 韓国向け輸出管理の運用の見直し 外国公務員贈

経済産業省
貿易経済協力局 電子化・効率化推進室
平日9:00～18:00
(12:00～13:00を除く)

qqfcbj@meti.go.jp

お問合せWebフォーム：<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/boekikanri/questionnaire>

- 電子申請の利用開始について
(申請者届出書のドラフトチェック等)
- NACCS外為法関連業務の概要
- 電子申請の操作方法
(受付無効／補正無効のエラー等)
- 電子ライセンスの裏書事後訂正
- 個別企業説明のご要望

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html



ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お問合せ

政策について → 政策一覧 → 対外経済 → 貿易管理

貿易管理

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他

電子申請
NACCS外為法関連業務
Click!!



ご静聴ありがとうございました。

本資料に関するお問合せ先：
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
貿易管理課 電子化・効率化推進室

qqfcbj@meti.go.jp
※ご質問は、隨時、メールにて承ります。